

○特定物質の運搬に関する届出等の取扱要領

平成7年7月28日

埼例規第37号・保

警察本部長

特定物質の運搬に関する届出等の取扱要領の制定について（例規通達）

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成7年政令第192号）及び特定物質の運搬の届出等に関する規則（平成7年国家公安委員会規則第4号）が制定されたことに伴い、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成7年8月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

特定物質等の運搬に関する届出等の取扱要領

第1 趣旨

この要領は、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号。以下「法」という。）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成7年政令第192号）及び特定物質の運搬の届出等に関する規則（平成7年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、特定物質の運搬に関する届出の受理、運搬証明書の交付、指示、報告書について必要な事項を定めるものとする。

第2 運搬届出書等の受理等

- 1 生活安全部保安課長（以下「保安課長」という。）は、法第17条第1項に規定する許可製造者、承認輸入者、許可使用者及び廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（以下「許可製造者等」という。）から規則別記様式第1の特定物質運搬届出書、規則別記様式第3の特定物質運搬証明書書換え申請書又は規則別記様式第4の特定物質運搬証明書再交付申請書（以下「運搬届出書等」という。）の提出を受けた場合は、記載内容を確認した上、必要により訂正させて受理するものとし、運搬経路となる区域を管轄する他の都道府県公安委員会（以下「関係公安委員会」という。）に係る運搬届出書等については、当該公安委員会あて速やかに送付するものとする。
- 2 保安課長は、運搬届出書等を受理した場合は、運搬中における特定物質の盗取又は紛失防止を図るため、関係公安委員会との緊密な連絡の上、必要により当該運搬届出人と協議を行うものとする。
- 3 保安課長は、運搬届出人に対する指示事項を把握するため、地域部地域総務課長、交通部交通規制課長及び警備部警備課長（以下「関係課長」という。）に対し、意見照会書（様式第1号）により必要な事項を照会するとともに、当該特定物質の運搬経路となる区域を管轄する警察署長および交通部高速道路交通警察隊長（以下「関係署長等」という。）に対し、当該届出の内容を通知するものとする。
- 4 関係課長は、意見照会書を受理した場合は、所掌する事項について調査、検討の上、意見照会回答書（様式第2号）により、3日以内に回答するものとする。

一部改正〔平成9年第35号、12年第48号、17年第657号、27年第774号、30年第792号〕

第3 運搬証明書の交付等

- 1 保安課長は、前記第2の4の規定により関係課長から回答を受けた場合は、これを集約して総合的に検討した後、運搬において特定物質が盗取され、又は所在不明となることを防止するため必要があると認めるときは、法第17条第3項の規定により、規則別記様式第2の特定物質運搬証明書（以下「運搬証明書」という。）に、指示事項を記載して、運搬届出人に交付する（特定物質の発送地を管轄する公安委員会が他の公安委員会である場合は当該公安委員会に送付する。）ものとする。

なお、関係公安委員会から運搬証明書が送付された場合はこれについても併せて交付するものとする。

- 2 保安課長は、運搬証明書を交付するに当たっては、指示の内容その他の留意事項について運搬届出人に対し、十分に説明するとともに、運搬証明書の内容を運搬従事者に周知徹底するよう指導するものとする。

一部改正〔平成9年第35号、12年第48号、17年第657号、27年第774号〕

第4 指示

- 1 特定物質の運搬に関する指示は、次により行うものとする。
 - (1) 日時及び経路は、道路状況、地域事情等から特定物質の安全運搬上支障がある場合に、変更すること。
 - (2) 運搬手段は、原則として車両によるものとし、徒歩により運搬する場合等特定物質の盗取又は紛失のおそれのある場合に、運搬手段を変更すること。
 - (3) 特定物質の一時保管は、原則として認めないものとする。やむを得ない事情により特定物質を一時保管する場合には、許可製造者等の事業所等であって、特定物質の盗取等の防止措置が十分に行いうる場所とすること。
 - (4) 運搬する特定物質の数量が多い場合又は治安情勢により特に必要があると認められる場合には、伴走車を配置すること。
 - (5) 駐車、積卸し又は一時保管する場合には、周囲に見張り人（見張り人の員数、方法等は周囲の状況を考慮する。）を配置すること。
 - (6) 運搬の安全確保を図るため、特定物質の取扱いに関して知識及び経験を有する者及び警備員を同行すること。
 - (7) 盗取等の事故、不審車両による追跡等の特異事案が発生した場合及び運搬中に運

搬証明書の記載事項に変更が生じた場合その他急を要する場合には、直ちに警察に連絡し、その現場における指示に従うこと。

(8) 運搬する特定物質の数量が多い場合又は運搬が長距離にわたる場合等必要があると認められる場合には、携帯電話を携帯させるなど現場における連絡手段を確保すること。

2 指示は、指示の履行に必要な期間を考慮して行うものとする。

3 運搬開始前に指示の変更又は追加を行う必要が生じたときは、すでに交付した運搬証明書を返納させるものとする。

一部改正〔平成12年第48号〕

第5 公安委員会相互の連絡

保安課長は、広域運搬に係る指示を行うに当たっては、関係公安委員会と相互に十分な連絡調整を行い、当該運搬に係る指示内容の整合性が保たれるように努めること。

一部改正〔平成9年第35号、17年第657号、27年第774号〕

第6 報告徴収

保安課長又は警察署長は、指示制度の運用に必要な限度において、許可製造者等に対し、過去の運搬実施状況、将来の運搬計画、運搬従事者に対する安全教育、事故の発生状況等について、遅滞なく書面で報告させるものとする。ただし、書面報告が困難である場合は、口頭により概略を報告させた上、後日、書面報告させるものとする。

一部改正〔平成9年第35号、17年第657号、27年第774号〕

第7 立入検査

1 保安課長又は警察署長は、所属の警察職員に許可製造者等の事業所に立ち入り、帳簿、書類等について検査させるほか、運搬に係る安全対策の実施状況等について関係者に質問させるものとする。

2 立入検査は、犯罪捜査のため行うものではなく、指示制度の運用に必要な限度で行い、濫用にわたることのないよう配慮すること。

3 立入検査を行う警察職員は、警察手帳又は身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

一部改正〔平成9年第35号、17年第657号、27年第774号〕

第8 事故届

- 1 保安課長は、特定物質が盗取され、又は所在不明となったときは、許可製造者等に対し、遅滞なく事故の日時、場所、事故に係る特定物質の名称及び数量、事故の態様等の事項について書面で報告させるものとする。ただし、書面報告が困難である場合は、口頭により概略を報告させた上、後日、書面報告させるものとする。
- 2 保安課長は、事故届を受理した場合は、その内容を関係課長及び関係署長等に連絡するとともに、関係公安委員会、警察庁及び関東管区警察局あて通報するものとする。

一部改正〔平成9年第35号、12年第48号、17年第657号、27年第774号〕

第9 警察官の現場措置

警察官は、特定物質の流失事故が発生した場合は、事故の状況把握に努め、運搬従事者と協力して、負傷者の救護、交通規制等の必要な措置を講ずるとともに、その状況を速やかに、警察署長に報告するものとする。

第10 運搬の警備

保安課長は盗取防止のため特に必要があると認める場合は、警備部門等関係部門と十分に連絡をとり、同行警戒を行うなど所要の措置をとること。

一部改正〔平成9年第35号、12年第48号、17年第657号、27年第774号〕

実施日

この例規通達は、平成7年8月1日から実施する。

実施日（平成9年3月31日 埼例規第35号・務）

この例規通達は、平成9年4月1日から実施する。

実施日（平成12年5月31日 埼例規第48号・総）

この例規通達は、平成12年6月1日から実施する。

実施日（平成17年3月29日 務第657号）

この例規通達は、平成17年4月1日から実施する。

実施日（平成27年3月31日 務第774号）

この通達は、平成27年4月1日から実施する。

実施日（平成30年3月28日 務第792号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。

様式第1号 (第2関係)

保安第 号
年 月 日

殿

生活安全部保安課長

意 見 照 会 書

特定物質の運搬に係る運搬届出書・運搬証明書書換え申請書・運搬証明書再交付申請書（別紙写し）を受理したので、運搬届出人に対する指示事項等について検討の上、速やかに回答願います。

生活安全部保安課長 殿

長

意見照会回答書

年 月 日付け保安第 号により照会のあった特定物質の運搬届出人に対する指示事項等についての検討結果は、次のとおりであるから回答します。

意見の有無	有 無
意見及びその理由	
そ の 他	